

組 合 公 報

令和 4 年 2 月 2 5 日

富山市下野 9 9 5 番地の 3

富山県市町村職員共済組合

電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

目 次

公告第 11 号	令和 3 年度第 1 次変更事業計画及び予算について	2
公告第 12 号	令和 4 年度事業計画及び予算について	3
公告第 13 号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について	4
公告第 14 号	富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正について	11

○ 公告第 11 号

令和 3 年度第 1 次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の令和 3 年度第 1 次変更事業計画及び予算については、令和 4 年 2 月 18 日開催の第 165 回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第 46 条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

令和 4 年 2 月 25 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

○ 公告第 12 号

令和 4 年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の令和 4 年度事業計画及び予算については、令和 4 年 2 月 18 日開催の第 165 回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第 46 条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

令和 4 年 2 月 25 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

○ 公告第 13 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、令和 4 年 2 月 1 8 日開催の第 1 6 5 回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第 5 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

令和 4 年 2 月 2 5 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

第1条 富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 43 条の 2 中「施行令第 46 条の 2」を「施行令第 46 条の 2 第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

第 2 条 富山県市町村職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第 43 条第 1 項の表中「1,000 分の 8.8」を「1,000 分の 8.9」に改める。

第 43 条の 2 中「1,000 分の 17.6」を「1,000 分の 17.8」に改める。

第 45 条中「令和 3 年度」を「令和 4 年度」に、「2,155 円」を「2,175 円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による変更後の第 43 条の 2 の規定は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。
- 3 第 2 条の規定による変更後の第 43 条第 1 項及び第 43 条の 2 の規定は、令和 4 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表（第 1 条関係）

（傍線部分は、変更を示す）

変 更 前	変 更 後	備 考
第 1 条 ～ 第 43 条（略） （任意継続掛金の額） 第 43 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>施行令第 46 条の 2</u>の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 81.76 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>同条</u>に規定する標準報酬の月額に 1,000 分の 17.6 を乗じて得た額とする。 第 44 条 ～ 第 50 条（略）	第 1 条 ～ 第 43 条（略） （任意継続掛金の額） 第 43 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>施行令第 46 条の 2</u>第 1 項の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 81.76 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>同項</u>に規定する標準報酬の月額に 1,000 分の 17.6 を乗じて得た額とする。 第 44 条 ～ 第 50 条（略）	任意継続組合員の掛金算定の基礎となる標準報酬の月額については、現在の算定基礎を継続することとし、定款準則の改正に沿って規定整備を行うもの。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表（第2条関係）

（傍線部分は、変更を示す）

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																						
第1条 ～ 第42条（略） （掛金及び負担金の額） 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短 期 分</th><th>介 護 分</th><th>短 期 分</th><th>介 護 分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td>8.8</td><td>1.7</td><td>40.88</td><td>8.9</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000分</td><td>—</td><td>—</td><td>1,000分</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>2.35</td><td>—</td><td></td><td>2.35</td><td>—</td><td></td></tr></table> 2（略） （任意継続掛金の額） 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業	短 期 分	介 護 分	短 期 分	介 護 分	一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	40.88	8.8	1.7	40.88	8.9	1.7	長 期 組 合 員	1,000分	—	—	1,000分	—	—	市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—		2.35	—		2.35	—		第1条 ～ 第42条（略） （掛金及び負担金の額） 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短 期 分</th><th>介 護 分</th><th>短 期 分</th><th>介 護 分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td>8.9</td><td>1.7</td><td>40.88</td><td>8.9</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000分</td><td>—</td><td>—</td><td>1,000分</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>2.35</td><td>—</td><td></td><td>2.35</td><td>—</td><td></td></tr></table> 2（略） （任意継続掛金の額） 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業	短 期 分	介 護 分	短 期 分	介 護 分	一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	40.88	8.9	1.7	40.88	8.9	1.7	長 期 組 合 員	1,000分	—	—	1,000分	—	—	市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—		2.35	—		2.35	—		介護納付金の増嵩 に対応するため、 40歳以上65歳未満 の組合員が負担す る介護保険に係る 掛金・負担金率を引 き上げるもの。 （各々 +0.1%） 任意継続組合員に 係る介護任意継続 掛金を引き上げる もの。（+0.2%）
組合員の種別		標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合																																																																																																																			
		短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業																																																																																																																	
	短 期 分	介 護 分	短 期 分		介 護 分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	40.88	8.8	1.7	40.88	8.9	1.7																																																																																																																		
長 期 組 合 員	1,000分	—	—	1,000分	—	—																																																																																																																		
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—																																																																																																																		
	2.35	—		2.35	—																																																																																																																			
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合																																																																																																																				
	短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業																																																																																																																		
	短 期 分	介 護 分		短 期 分	介 護 分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	40.88	8.9	1.7	40.88	8.9	1.7																																																																																																																		
長 期 組 合 員	1,000分	—	—	1,000分	—	—																																																																																																																		
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—																																																																																																																		
	2.35	—		2.35	—																																																																																																																			

変 更 前	変 更 後	備 考
の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額に1,000分の81.76を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に<u>1,000分の17.6</u>を乗じて得た額とする。 第44条 (略) (資金の繰入れ) 第45条 <u>令和3年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>2,155円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の81.76を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に<u>1,000分の17.8</u>を乗じて得た額とする。 第44条 (略) (資金の繰入れ) 第45条 <u>令和4年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>2,175円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	令和4年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たりの事務費単価を引き上げるもの。 (+20円)

理 由 書

任意継続組合員の掛金算定の基礎となる標準報酬月額について、現在の算定基礎を継続することとし、定款準則の改正に沿って規定整備を行うもの。

介護保険制度における総費用の増加に伴う介護納付金の増嵩に対応するため、介護保険財源率を引き上げる必要があること。

本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和4年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げる必要があること。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

定款の一部変更要綱

項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 任意継続組合員の掛金算定の基礎となる標準報酬月額については、政令の改正により見直しも可能となったが、現在の算定基礎を継続することとし、定款準則の改正に沿って規定整備を行うもの。 (2) 介護保険制度における総費用の増加に伴う介護納付金の増嵩に対応するため、介護保険財源率を引き上げる必要があること等から、介護保険財源率を引き上げるもの。 (3) 本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和4年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げるもの。
2 内 容	(1) 任意継続組合員の掛金算定の基礎となる標準報酬月額について、現在の算定方法を継続する場合でも、施行令の引用条文を変更する必要があるための規定整備（定款第43の2関係） ・ 現行：第46条の2 ⇒ 変更後：第46条の2第1項 (2) 介護保険財源率の引上げ（定款第43条・第43条の2関係） ① 介護掛金率 … 現行：8.8‰ → 変更後：8.9‰（+0.1） ② 介護負担金率 … 現行：8.8‰ → 変更後：8.9‰（+0.1） ③ 介護任意継続掛金率 … 現行：17.6‰ → 変更後：17.8‰（+0.2） (3) 令和4年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引上げ （定款第45条関係） 毎年度、国が示す事務費単価の上限に基づき、本組合が、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定により定款で定めることとされている短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を次のとおり引き上げる。 ・ 現行：2,155円 ⇒ 変更後：2,175円（+20円） ※ 引上げ要因：令和4年10月の短時間勤務職員の共済組合加入（適用拡大）に伴う事務費等
3 施行期日	令和4年4月1日。ただし、(1)の規定については、政令改正に合わせ令和4年1月1日から適用する。

○ 公告第 14 号

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正については、令和 4 年 2 月 18 日開催の第 165 回組合会において原案のとおり議決されたので、別紙のとおり公告する。

令和 4 年 2 月 25 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 角 田 悠 紀

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部を改正する規則

富山県市町村職員共済組合貯金規則（平成 12 年 9 月 25 日規則 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条中「1.2%」を「1.0%」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

富山県市町村職員共済組合貯金規則（平成12年規則第1号）の一部改正 新旧対照表
 （傍線部分は、改正箇所を示す）

改 正 前	改 正 後	備 考
第1条 ～ 第11条（略） （貯金の利率） 第12条 貯金の利率は、年利 <u>1.2%</u> とする。ただし、理事長は市中金利の情勢などを勘案し、必要に応じて利率を変更できるものとする。 第13条 ～ 第16条（略）	第1条 ～ 第11条（略） （貯金の利率） 第12条 貯金の利率は、年利 <u>1.0%</u> とする。ただし、理事長は市中金利の情勢などを勘案し、必要に応じて利率を変更できるものとする。 第13条 ～ 第16条（略） 附 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。	貯金利率の引き下げ (△0.2)

理 由 書

金融市場環境の低金利が続く中、貯金事業における貯金者への支払利率は、平成 30 年度に現行利率へ見直して以降、安全性を重視しながらも効率的な資金運用に努めてきたが、令和 3 年度の貯金事業における「貯金者への支払利息と義務的経費の総額」が、「受取利息総額」を上回り当期損失が生じることから、収支の健全化と事業の安定化を図るため、支払利率を年利 1.2%から 1.0%に引き下げるもの。